

3 加入者が故意又は重大な過失によって第34条（損害防止義務）第1項及び前項の規定による義務を怠った場合は、損害賠償責任を免れることができず、加入者が重大な過失を認めた場合は、損害賠償責任を軽減することができる。

4 損害共済金の算出の基礎となる共済価額及び損害の額に損害が発生した場所や時期における価額によるものとし、共済金が決定します。

【残存物取付付け費用共済金の支払額】

第10条 この組合は、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害共済金の10％に相当する額を限度として残存物取付付け費用を残存物取付付け費用共済金として支払います。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき残存物取付付け費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払いません。

【特別費用共済金の支払額】

第11条 この組合は、共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する額）の10％に相当する額を特別費用共済金として支払います。ただし、1回の共済事故につき、1建物ごとに200万円を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき特別費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払いません。

【損害防止費用共済金の支払額】

第12条 この組合は、損害防止費用共済金として、次の算式（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とし）によって算出した額を支払います。ただし、損害防止経費減費用の額を限度とします。

損害防止費用
共済金額－損害防止経減費用の額×共済価額×80％

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき損害防止費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払いません。

【火災見舞費用共済金の支払額】

第13条 この組合は、火災見舞費用共済金として、第7条（火災見舞費用共済金を支払う場合）の損害が発生した世帯又は法人（以下「被災世帯」といいます。）の次に1被災世帯あたりの共済額（50万円）を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、共済額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額とする。）の20％を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき火災見舞費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払いません。

【水道管凍結経路修理費用共済金の支払額】

第14条 この組合は、凍結経路修理費用の額を水道管凍結経路修理費用共済金として支払います。ただし、1共済事故ごとに、10万円を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき水道管凍結経路修理費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払いません。

【他の保険契約等がある場合の共済金の支払額】

第15条 共済目的について第3条（損害共済金を支払う場合）の損害及び第4条（残存物取付付け費用共済金を支払う場合）から第8条（水道管凍結経路修理費用共済金を支払う場合）までの費用に対する共済金の支払額が、他の保険契約又は共済契約若しくは再保険契約（若しくは再保険関係）となることがある場合であつて、第9条（損害共済金を支払う場合）から第14条（水道管凍結経路修理費用共済金の支払額）までの規定により算出した共済金を支払います。

2 前項の規定により支払うこととなる共済関係による共済金と重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の合計額が、共済金の種類ごとに別々に掲げる支払限度額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合の支払うべき共済金の額は、当該支払限度額から重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の合計額を差し引いた額とします。ただし、重複契約関係がいかなるものとして算出した支払責任額を限度とします。

3 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとにこれらの共済規定を適用します。

第4章 共済金を支払わない場合

【共済金を支払わない場合】

第16条 この組合は、次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

1 加入者又はその法定代理人（加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条において同様とします。）の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第42条（他人の所有する建物と物共済）の規定により、他人の所有する建物と物共済を建替けに付したときは、加入者はその者の法定代理人の故意によって発生した損害。

2 加入者と同居を共にする同居の親族の故意によって発生した損害（その親族が加入者共済金の請求権を行使するときは、1か月経過後とします。）

3 加入者である者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害（加入者が受け取った金額については除きます。）。ただし、第42条（他人の所有する建物と物共済）の規定により、他人の所有する建物と物共済に付したときは、その者の法定代理人の故意によって発生した損害。

4 第3条（損害共済金を支払う場合）の事故の際における共済目的の紛失又は盗難。

5 共済目的の性質又は欠陥によって発生した損害

6 この組合は、次に掲げる事由（次に掲げる事由によって発生した第3条（損害共済金を支払う場合）の事故が延続又は拡大した場合及び発生原因のいかんを問わず同様の事故が次に掲げる事由によって延続又は拡大した場合を含む。）に対しては、共済金を支払いません。

1 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事態又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持に重大な事象と認められる状態をいいます。）によって生じた損害

2 核燃料物質（使用済核燃料を含む。）以下同様に、若しくは核燃料物質による汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特異性による事故によって生じた損害

【共済金を支払わない場合】

第17条 この組合は、次の場合には、共済金を支払いません。

1 加入者が第33条（損害発生の場合の手続）第1項の通知を怠り、又は故意もしくは重大な過失によって不実の通知をした場合

2 加入者が正当な理由がないのに第33条（損害発生の場合の手続）第2項の調査を妨害した場合

3 加入者が第34条（損害防止義務）第3項の規定に従わなかった場合

4 第22条（重大事由による解除）第1項により解除した場合

5 加入者が共済金の支払請求手続を怠ることができるときから3年間経過後にない場合

6 第29条（告知・通知義務の承認又は共済関係承認の承認）の規定により共済金等が追加取扱いとならない場合において、この組合の請求に対し加入者が支払いを怠った場合

【告知義務】

第18条 加入者は、加入申込みの際、建物共済に係る共済関係が成立することにより生ずることとされる損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、組合が建物共済加入申込書等により告知を求めた告知事項について、事実を告知しなければなりません。

【告知義務違反による解除】

第19条 建物共済加入申込書等の告知事項について加入者が故意若しくは重大な過失により事実を申告せず又は不実のことを告知した場合は、この組合は、この共済金を解除することができます。

2 前項の規定は、次の場合を除き適用しません。

1 前項の告知がなかった事実又は告知の不実のことがなかった場合

2 共済関係の成立の当時、この組合がその事実若しくは不実のことを知っていた場合、又は過失によってこれを知らなかった場合

3 加入者が第3条（損害共済金を支払う場合）の損害による損害が発生する前に、告知事項について、書面をもって更正をこの組合に申し出て、この組合がこれを承認した場合

4 この組合が解除の原因を知った時（正当な理由により解除の通知がなかった場合には、解除の通知があった時から1か月経過後の日）とします。

5 第1項の解除が損害発生後に行了た場合において、この組合は、第25条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、共済金を支払いません。もし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事由に基づきに発生した損害については、この組合は共済金を支払います。

4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知も行っています。

【通知義務】

第20条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、加入者はその事実の発生がその責に帰すべき事由によるものとはあらかじめ、その責に帰すべきことのない事項となるときはその発生を知れた後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じたときは、その承認を受けなければなりません。ただし、その事実がなかった場合は、組合への通知は必要ありません。

1 共済目的について他の保険者又は共済証券を発行者とする第3条（損害共済金を支払う場合）の事故を担保する又は共済契約又は保険契約を締結すること

2 共済目的を譲渡すること

3 共済目的を解体すること

4 共済目的が第3条（損害共済金を支払う場合）又は第8条（水道管凍結経路修理費用共済金を支払う場合）の事故以外の原因により破滅したことに

5 共済目的である建物と物共済を改装し、若しくは増築し、若しくはその構造を変更し、又は引越に付き引き越す日数以上にかつて建築又は無とすること

6 共済目的である建物を引き越す日数以上にかつて築家又は無とすること

7 共済目的を他の場所に転移すること。ただし、第3条（損害共済金を支払う場合）の事故の発生のために他に搬出した場合の5日以内については、この限りではありません。

8 共済目的の用途を変更すること

9 共済目的について危険が著しく増加すること

2 加入者が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時又は加入者がその発生を知った時からこの組合が通知を受けたまでの間に発生した損害（ただし、前項第3号、第5号、第6号、第8号又は第9号の事故が発生したときは、その発生を知った時から）に限り、この組合は、第1項の規定により共済金を支払いません。ただし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。

3 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知も行っています。

【重大事由による解除】

第22条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することができます。

1 加入者が、共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。

2 この組合にこの共済関係に基づく共済金を支払わせることと目的として損害を発生させ、又は発生せよとした場合

2 加入者が、この共済関係に基づいて共済金の請求について、詐欺を行い、又は偽りをする場合

3 前2号のほか、この組合の加入者に対する信頼を損ない、この共済関係の存続を困難とする重大な事由がある場合

2 前項による解除が損害発生した後に行了た場合において、この組合は、第25条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、共済金を支払いません。もし、前項までの事由が発生した時から発生した損害については、共済金を支払いません。ただし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。

3 前項による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知も行っています。

【共済目的の効力】

第23条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地は建物若しくは建築物（共済目的の解除に必要な事項を調査することができず。）

【共済目的の範囲に関する解除】

第24条 加入者が相当な理由がないのに、前条（共済目的の調査）の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。

2 前項に基づくこの組合の解除は、前項の損害の事実の発生した日から1か月以内に行われなくてはなりません。

3 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知も行っています。

【共済関係の解除の効力】

第25条 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第6章 共済関係の失効等

【共済関係の失効】

第26条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係は、その事実が発生した時からその効力を失います。

1 共済目的が第3条（損害共済金を支払う場合）の事故によって滅失したこと

2 共済目的が第16条（共済金を支払わない損害）の事故によって滅失したこと

3 共済目的の消滅したること

4 加入者又は相続人又は譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第41条（共済関係の承継）第1項の規定により共済関係を承継したときを除き、その

の共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失います。

【超過共済による共済金額の減額】

第27条 建物共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超えていたことに基づき加入者が故意であつた重大な過失がなかったときは、加入者は、その超過部分について、当該共済関係を取消することができます。

2 この組合は、第3条（損害共済金を支払う場合）の規定により減少したときは加入者は、組合に対し、将来に向けて、共済金額の減額を請求することができます。

【危険の減少の場合】

第28条 共済関係の成立後に、当該共済関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、加入者は、組合に対し、将来に向けて、共済金額を減らし、減少後の当該損害の発生の可能性に相当する共済金額に至るまでの減額を請求することができます。

2 前項の規定による共済金額の減額を行う場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間について日割りをもつて計算した金額を返還します。

【告知・通知義務の承認又は共済関係承認の承認の場合】

第29条 第18条（告知義務）第1項又は第41条（共済関係の承認）第1項の規定は承認をする場合には、この組合は、次のように規定することができます。

1 承認又は承諾する場合

2 加入者が前項の承認又は承諾を受けたときは、承認又は承諾した日以後の未経過経費発生期間の日数に対しては、変更後の共済掛金等額額又は変更前の共済掛金等の額から変更後の共済掛金等の額を差し引いた残額

1 加入者が第3条（損害共済金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に建物共済加入申込書に記載された共済掛金率及び事務費減率等を乗じて得た共済掛金率と第3条（損害共済金を支払う場合）の規定により算出した共済金額との差を戻すこと

2 加入者が前項の承認又は承諾を受けたときは、承認又は承諾した日以後の未経過経費発生期間の日数に対しては、変更後の共済掛金等額額又は変更前の共済掛金等の額から変更後の共済掛金等の額を差し引いた残額

3 加入者は、前項の損害に対して共済金の所有者が損害賠償を行った額又は共済目的の所有者が承諾した額を限度に、この組合に対して共済金の支払いを請求することができます。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この組合は、共済目的のうち加入者が所有する共済目的の損については、加入者が共済金を支払います。

【共済金の返還に関する解除】

第30条 第19条（告知義務違反による解除）第1項、第22条（重大事由による解除）第4項（告知違反）第33条（損害発生の場合の手続）第4項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等も返還しません。

2 第24条（通知義務）第3項、第21条（危険増加による解除）第1項又は第24条（共済目的の調査拒否による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対しての表により計算した共済掛金を差し引いた額を返還します。

1 建物用の構造を変更し又は改装若しくは増築その他の危険が著しく増加したことに等する解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が加入者の責に帰すべき事由による解除の場合

2 加入者が前項の承認又は承諾を受けたときは、承認又は承諾した日以後の未経過経費発生期間の日数に対しては、変更後の共済掛金等額額又は変更前の共済掛金等の額から変更後の共済掛金等の額を差し引いた残額

3 加入者は、前項の損害に対して共済金の所有者が損害賠償を行った額又は共済目的の所有者が承諾した額を限度に、この組合に対して共済金の支払いを請求することができます。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この組合は、共済目的のうち加入者が所有する共済目的の損については、加入者が共済金を支払います。

【準法規定】

第44条 この組合は、この約款を変更するとき、変更する旨及び変更点並びにその効力発生期間を農業協同組合事務所に設置一般の機関に備するものととし、インターネットのホームページで公表するほか、広報誌等に掲載することにより、加入者及び加入資格者に対し周知するものとします。

1 建物用の構造を変更し又は改装若しくは増築その他の危険が著しく増加したことに等する解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が加入者の責に帰すべき事由による解除の場合

2 建物用の構造を変更し又は改装若しくは増築その他の危険が著しく増加したことに等する解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が加入者の責に帰すべき事由による解除の場合

3 1及び2による解除以外の事由による解除の場合であつて、第20条（告知義務）第3項、第21条（危険増加による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対しての表により計算した共済掛金を差し引いた額を返還します。

返還する場合	返 還 額
1 建物用の構造を変更し又は改装若しくは増築その他の危険が著しく増加したことに等する解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が加入者の責に帰すべき事由による解除の場合	共済掛金から共済掛金に既経過日数に応じた下記の係数を乗じて得た額を差し引いた残額
2 建物用の構造を変更し又は改装若しくは増築その他の危険が著しく増加したことに等する解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が加入者の責に帰すべき事由による解除の場合	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額
3 1及び2による解除以外の事由による解除の場合であつて、第20条（告知義務）第3項、第21条（危険増加による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対しての表により計算した共済掛金を差し引いた額を返還します。	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額

既経過月数に応じた係数	係 数
既経過期間（月）	
1	200
2	300
3	400
4	500
5	600
6	700
7	750
8	800
9	850
10	900

(注) 既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の該当日まで（月と日併せて計算し、30日未満の端数があるときは、これを切り上げ、1月とする。）

2 前項の通知は、この組合が第3条（損害共済金を支払う場合）の損害が発生した時又は加入者がその発生を知った時からこの組合が通知を受けたまでの間に発生した損害（ただし、前項第3号、第5号、第6号、第8号又は第9号の事故が発生したときは、その発生を知った時から）に限り、この組合は、第1項の規定により共済金を支払いません。ただし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。

3 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知も行っています。

【共済金の返還－失効の場合】

第31条 第26条（共済関係の失効）の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責に帰すべき事由によるものときは、この共済金を返還します。

2 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知も行っています。

【共済金の返還－超過による共済金額の減額の場合】

第32条 この組合は、第27条（超過共済による共済金額の減額）第1項により共済関係を取消した場合は、共済関係の成立の時において、取り消された部分に限り、共済金を返還します。

2 この組合は、第27条（超過共済による共済金額の減額）第2項により、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

2 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知も行っています。

【告知義務】

第20条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、加入者はその事実の発生がその責に帰すべき事由によるものとはあらかじめ、その責に帰すべきことのない事項となるときはその発生を知れた後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じたときは、その承認を受けなければなりません。ただし、その事実がなかった場合は、組合への通知は必要ありません。

1 共済目的について他の保険者又は共済証券を発行者とする第3条（損害共済金を支払う場合）の事故を担保する又は共済契約又は保険契約を締結すること

2 共済目的を譲渡すること

3 共済目的を解体すること

4 共済目的が第3条（損害共済金を支払う場合）又は第8条（水道管凍結経路修理費用共済金を支払う場合）の事故以外の原因により破滅したことに

5 共済目的である建物と物共済を改装し、若しくは増築し、若しくはその構造を変更し、又は引越に付き引き越す日数以上にかつて建築又は無とすること

6 共済目的である建物を引き越す日数以上にかつて築家又は無とすること

7 共済目的を他の場所に転移すること。ただし、第3条（損害共済金を支払う場合）の事故の発生のために他に搬出した場合の5日以内については、この限りではありません。

8 共済目的の用途を変更すること

9 共済目的について危険が著しく増加すること

2 加入者が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時又は加入者がその発生を知った時からこの組合が通知を受けたまでの間に発生した損害（ただし、前項第3号、第5号、第6号、第8号又は第9号の事故が発生したときは、その発生を知った時から）に限り、この組合は、第1項の規定により共済金を支払いません。ただし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。

3 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知も行っています。

【告知義務】

第20条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、加入者はその事実の発生がその責に帰すべき事由によるものとはあらかじめ、その責に帰すべきことのない事項となるときはその発生を知れた後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じたときは、その承認を受けなければなりません。ただし、その事実がなかった場合は、組合への通知は必要ありません。

1 共済目的について他の保険者又は共済証券を発行者とする第3条（損害共済金を支払う場合）の事故を担保する又は共済契約又は保険契約を締結すること

2 共済目的を譲渡すること

3 共済目的を解体すること

4 共済目的が第3条（損害共済金を支払う場合）又は第8条（水道管凍結経路修理費用共済金を支払う場合）の事故以外の原因により破滅したことに

5 共済目的である建物と物共済を改装し、若しくは増築し、若しくはその構造を変更し、又は引越に付き引き越す日数以上にかつて建築又は無とすること

6 共済目的である建物を引き越す日数以上にかつて築家又は無とすること

7 共済目的を他の場所に転移すること。ただし、第3条（損害共済金を支払う場合）の事故の発生のために他に搬出した場合の5日以内については、この限りではありません。

8 共済目的の用途を変更すること

9 共済目的について危険が著しく増加すること

2 加入者が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時又は加入者がその発生を知った時からこの組合が通知を受けたまでの間に発生した損害（ただし、前項第3号、第5号、第6号、第8号又は第9号の事故が発生したときは、その発生を知った時から）に限り、この組合は、第1項の規定により共済金を支払いません。ただし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。

3 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知も行っています。

【告知義務】

第20条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、加入者はその事実の発生がその責に帰すべき事由によるものとはあらかじめ、その責に帰すべきことのない事項となるときはその発生を知れた後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じたときは、その承認を受けなければなりません。ただし、その事実がなかった場合は、組合への通知は必要ありません。

1 共済目的について他の保険者又は共済証券を発行者とする第3条（損害共済金を支払う場合）の事故を担保する又は共済契約又は保険契約を締結すること

2 共済目的を譲渡すること